

都市計画越野・堀之内地区地区計画を次のように決定する。

名		称	越野・堀之内地区地区計画					
	位	置 ※	八王子市越野、大字越野字二号、字三号、大字堀之内字五号、字六号、字十号、字二十四号、字二十五号及び字二十六号 各地内					
	面	積 ※	約20.8ha					
地区計画の目標			本地区は、良好な住宅地の供給を図るため、新住宅市街地開発事業により、道路、公園等の公共施設整備が進められており、今後は、計画的な土地利用、施設配置を行い、快適で定住性が高い市街地の形成を目指す地区である。 このため、新住宅市街地開発事業の事業効果の維持増進を図るとともに、周辺の環境と調和した良好な住環境の形勢及び維持・保全を図ることを目標とする。					
区域の整備・開発及び呆全こ関する方針	土地利用地区施設の	の方針	<低層住宅地区> 低層の住宅を主体とした土地 <集合住宅地区> 隣接する低層住宅地の環境と 有する中高層住宅地の形成を図 <生活利便施設A地区> 主として地区内居住者の利便 <生活利便施設B地区> 八王子都市計画道路3・4・の利便性の向上並びに多様な・ の利便性の向上並びに多様なり 保全を図る。 また、新住宅市街地開発事業とより 保全を図る。 また、新住宅市街地開発事業とより ともに、地 基準により整備する。 1 地区周辺の住区幹線道路(記 2 幅員は6 m以上とする。たま	低層の住宅を主体とした土地利用を進め、敷地の細分化を防止するなどにより、良好な住宅地の形成を図る。 集合住宅地区>				
	建築物等の整備の方針		3 やむを得ない場合を除き、路地状敷地が生じないよう道路を配置する。 秩序ある街並み形成と良好な住環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定め、建築物等の適正な規制誘導を行う。					
	地区	名 称	低層住宅地区	集合住宅地区	生活利便施設A地区	生活利便施設 B 地区		
	の 区分	面積	約16.9ha	約2.3ha	約0.4ha	約1.2ha		
也	建築物制限	7等の用途の ※	,	次の各号に掲げる建築物 以外の建築物は建築しては ならない。 1 共同住宅又は寄宿舎		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。1 ホテル又は旅館2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発		

		建築物の敷地面積 の最低限度	1 7 0 m²	5 0 0 m²	1, 000 m²	1, 500 m²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代	建築物の外壁又はこれに代	わる柱の面から、敷地境界線ま	での距離は2m以上としなけ
			わる柱の面から、道路(歩行者	ればならない。		
			専用道路を除く。)境界線まで			
地	建		の距離は1m以上とし、隣地			
	築		(緑地を除く。) 境界線までの			
<u> </u>	710		距離は0.7m以上としなければ			
区	物		ならない。			
	等		ただし、建築物の部分が次の			
整	4		いずれかに該当する場合にお			
15.	に		いては、この限りでない。			
	関		イ 物置その他これに類する			
備	渕		用途(自動車車庫を除く。)			
	す		に供し、軒の高さが2.3m以			
			下で、かつ、床面積の合計が			
計	る		5 ㎡以内であるもの			
	事		ロ 自動車車庫で軒の高さが			
			2.3m以下であるもの			
画	項	建築物等の形態又	建築物の屋根、外壁及びこ	1 建築物の屋根、外壁及びご		0環境に調和したものとする。
		は意匠の制限	れに代わる柱の色彩は、周囲	2 屋上及び屋外設置物は周囲	囲からの景観に配慮したものとっ	する。
			の環境に調和したものとす	3 屋外広告物は、過大となら	っず周囲の環境と調和するよう色	色彩、大きさ及び設置場所に留
			る。	意し、美観、風致を損なわな	よいものとする。	
	-	垣又はさくの構造	道路に面する垣、さくの構造	ー は、生垣又はフェンス等とする	5.	
		の制限	 ただし、門柱又はフェンス等の	基礎となる高さ 0.4m以下のコ	ロンクリートブロック若しくは石	T積等は、この限りでない。

「区域、地区の区分については計画図表示のとおり」

※は知事同意事項

理由:新住宅市街地開発事業による基盤整備にあわせ、適切な土地利用を誘導し、秩序ある市街地の形成及び保全を図るため地区計画を決定する。